

自治会活動マニュアル

～加入促進の手引き～

地域でのふれあいを大切に
絆の輪を広げ
安全で安心に暮らせるまち!!を
一緒に創りましょう



令和5年2月

立川市自治会連合会

目次

●はじめに	1
●自治会について	
1 立川市の自治会の役割と必要性	2
2 自治会の活動	2
3 自治会への加入の進め方	6
4 立川市自治会等を応援する条例	7
●自治会加入への呼びかけポイント	
1 訪問する前に準備しておくこと	9
2 訪問の方法	9
3 アパート・マンション居住者への加入促進	9
4 短期居住の単身赴任者向対応	10
5 アパートオーナー・住宅管理者への協力	10
6 加入のメリットとは	11
7 結果、どんな解決が行われたのか（参考事例）	12
8 自治会入会を拒否された時	13
●自治会運営のお困りごとQ&Aコーナー	
1 役員について	14
2 会計について	17
3 活動について	20
●資料編	
1 個人情報保護について	23
2 自治会保険について	24
勧誘のお手紙（事例1）	25
勧誘のお手紙（事例2）	26
立川市自治会連合会組織図	27
●編集後記	28

はじめに

自治会は今だからこそ必要。

少子高齢化、新型コロナ感染社会に伴い、地域社会の弱体化が進み大きな問題になっている今、人と人とのふれあいの場が希薄となっています。

このような時こそ、コミュニティの核となっている自治会や地域の団体、行政「自助・互助・共助・公助」のつながりの重要性が必要とされます。

しかし、価値観の多様化や、ライフスタイルの変化に伴い、自治会活動への無関心な人が多くなり、退会や未加入な人が増加し、自治会存続に支障をきたす状況になりつつあります。

近年、日本中が地震、水災害におおわれている現状を、どのように考えているのだろうか、「いつか我が身」「いざという時の備え」を地域としてどのように構築すれば良いのか常に備え、考えていく必要があります。`自治会は人と人をつなぐ「互縁社会」” 困った時は「お互いさま」の思いやりや助け合い、支えあえる、顔の見える地域こそ自治会の一番のメリットなのです。

ここに生まれ、この地に縁あって居を構えたのです。ここに住んで良かった、ここに生まれて良かった、ここで恋をし、ここで子どもを育て、ここで一生を終えることができ幸せだった。そう思える地域、まちを一人ひとり心ひとつにして、みんなでつくりあげることが自治会なのではないかと思います。

このマニュアルは今後の組織運営や活動にご活用いただければ幸いです。



自治会について

1 立川市の自治会の役割と必要性

立川市には約180の自治会が結成されています。そのうち132の自治会が、立川市自治会連合会に加盟しています。自治会連合会は防災・防犯・健康・地域環境美化、地域環境保全、住民同士の親睦など生活に密着した様々な活動が行われています。

自治会は、よりよい地域社会を創っていくために地域住民の皆さんによって自主的に結成された団体であり、地域の様々な課題解決に取り組みながら、普段の日常生活を支える最も有効な身近な組織です。住んでいる地域内には個人や家庭だけでは解決できない様々な問題が山積している昨今です。このような中で少子高齢化、防災・防犯等々の諸課題を地域住民の連携・「お互いさま、向こう三軒両隣」の協力により解決していくことが必要となります。

そのため、自治会は、地域の特色ある各種行事や地域に則した活動を通じて、地域内のコミュニケーションを活発に行い、非常時に備え、いざというときに協力し支え合える「絆」をつくり、明るく安全で安心な住みよいまちづくりを目指しているのです。

2 自治会の活動

自治会の活動は防災・防犯・交通安全・環境衛生・福祉や住民同士の親睦など、地域の課題解決のため様々な活動があり、住みよい地域をつくるためにそれぞれの地域住民の方が主体となり活動しています。自治会の活動は幅広く、代表的なものとして以下の活動があり、紹介します。

① 防災、防犯、交通安全に関する活動

防災訓練、防犯講習会、交通安全運動への協力等

② 健康、体育、文化、教養等の活動

健康フェア、地域のお祭り・運動会、地域交流イベント等

③ 衛生に関する活動

ごみ分別回収の推進、ごみの減量等

④ 福祉に関する活動

日本赤十字社、社会福祉協議会、歳末助け合い等の福祉関係団体に協力
敬老会の開催等

- ⑤ 会合、広報活動
各種団体（官公庁、小・中学校）との連絡調整
各種回覧、書類の配布協力等
- ⑥ 絆カードの発行、配布
自治連加入会員に配布（各商店での割引き利用）

これらの活動以外にも、地域ごと（12支部）に様々な活動をしています。

立川市自治会連合会加入支部紹介（12支部）

富士見町支部・柴崎町支部・錦町支部・羽衣町支部・曙町支部・高松町支部
栄町支部・若葉町支部・幸町支部・柏町支部・砂川支部・西砂支部

各支部の所属自治会紹介

● 富士見町支部（16自治会）

富一東協和会	富士見町五丁目南町会
五月会	喜多町会
東親会	親生会
富士見町二丁目自治会	立桜会
上富士町会	立川富士見町一丁目第三自治会
東親和会	レガリア会
富士見町四丁目西町会	富士見町住宅自治会
富士見会	富士見町多摩川団地自治会

● 柴崎町支部（14自治会）

しばさき会	南親会
柴一八幡会	柴中会
柴一協和会	柴三北町会
柴二東部会	柴四東親和会
柴富士会	柴西会
柴崎町二丁目中和会	柴五会
柴二南明会	柴二共生会



● 錦町支部（8自治会）

錦東会
錦西協力会
錦東和会
錦二の中町会
錦和会
錦みよし会
錦町五丁目親和会
錦六会

● 羽衣町支部（10自治会）

羽衣会
羽衣一丁目第二アパート自治会
羽衣本町会
東羽衣会
羽衣町二丁目北町会
羽衣町住宅管理組合自治会
羽衣町三丁目自治会
羽衣町みのわ会
コープ西国立自治会
羽衣第三アパート自治会

● 曙町支部（12自治会）

曙一東自治会
曙町一丁目西町会
曙一南自治会
曙町二丁目東和会
曙町二丁目西町会
曙二南町会
曙二北町会
曙町三丁目東町会
曙町三丁目西和会
曙町三丁目仲和会
曙町三丁目アパート自治会
ベルシャトゥ立川自治会

● 高松町支部（9自治会）

高松町松友会
高松町一丁目協力会
高松町東友会
高松町仲和会
高松町南自治会
高昇会自治会
高松町三丁目松栄会
高松会自治会
共栄会

● 栄町支部（14自治会）

睦会自治会
第二団地自治会
日の出自治会
弥生会自治会
都栄自治会
防衛省立川地区国設宿舎自治会
東栄会自治会

南栄会自治会
中砂自治会
新栄自治会
南砂川自治会
栄町南部自治会
栄町五丁目アパート自治会
江の島道東住宅自治会

● 若葉町支部（7自治会）

けやき台団地自治会
あすなろ自治会
ときわ会
十番組自治会
若葉町団地自治会
若草会
さくら自治会

● 幸町支部（6自治会）

八番組自治会
多摩文化村自治会
幸町二丁目都営アパート自治会
立川幸町団地自治会
すずかけ第三自治会
西けやき団地自治会

● 柏町支部（14自治会）

七番組自治会
柏町六番組自治会
こぶし自治会
都営柏町自治会
都営柏町第二自治会
青柳自治会
五番組自治会
立川柏町住宅団地管理組合法人評議会

上水自治会
双葉自治会
北砂川自治会
みどり自治会
いずみ住宅自治会
トミンハイム立川泉町自治会

● 砂川支部（7自治会）

一番組自治会
二番組自治会
三番組自治会
四番組自治会
大山自治会
親交自治会
ハイホーム立川貳番館自治会

● 西砂支部（14自治会）

天王橋自治会
レクセルガーデン武蔵砂川自治会
希望ヶ丘自治会
宮沢組自治会
中里自治会
殿ヶ谷組自治会
西砂自治会
諏訪の杜自治会
都営松中団地自治会
立川一番町東団地自治会
西砂1けやきの会
AYUMOCITY立川自治会
AYUMOCITYソルヴィエンメイツ
西武立川自治会
エステート立川一番町自治評議会



立川市自治会連合会（自治連）の主な活動

自治連は主に下記のような活動を支部単位で行っています。

1 地域防災訓練

各支部に於いて、小学校等様々な地域団体と連携して防災訓練を行っています。

2 防犯講習会

各支部に於いて、あいあいパトロール活動等、防犯講習を行い、地域防犯に努めています。

3 健康フェア

いきいき人生、自らの健康は自ら守る。

4 各種委員会活動

総務委員会 …………… 自治連の総務を担当

事業推進委員会 … 広報活動等、自治連が行う事業全般を担当

研修委員会 …………… 地域課題に関する自治会長、副会長向けの研修を担当

加入促進委員会 … 自治会への加入・自治連への加盟促進活動を担当

絆推進委員会 …… 絆カードの推進、よいと祭り、楽市への参加を担当

5 加盟自治会及び行政との連絡調整

- ・定期的に理事会を開催し、各支部の理事を通して加盟自治会との連携を図っています。

- ・市や警察、消防署と緊密に連携し、連絡調整を行っています。



3 自治会への加入の進め方

自治会への加入率は年々低下傾向にあり、自治会活動を継続し、地域を活性化していくためにも、自治会への加入促進は最も重要課題のひとつです。加入の進め方として以下のようなことに気を配りましょう。

- 新規居住者に声をかけ、お手紙等を配り、自治会について丁寧に説明する。
- 自治会の具体的な活動（総会資料、会則、チラシ）を紹介し配布する。
- 自治会へ加入していない世帯にも会報や、イベントのチラシを配布して、声をかけながら自治会の活動を知ってもらう。
- 新規に建設されたマンションの管理会社と連絡を取り、自治会への加入をお願いする。
- 自治会と無理なく付き合っていける制度をつくる。例えば役の軽減や会費の差をつける等、地域外の方などといった「準会員制度」「特別会員制度」などを考えて、加入しやすく、個人の負担を軽減する環境を整えてあげることも一つの加入の方法です。
(例：アパート、事業者、個人、学生、高齢者世帯)

た

助け合い、みんなで支える地域社会

ち

地域コミュニティを大切に顔の見える関係づくり

か

環境美化で、住みやすい、地域づくり

わ

わかち合い、一人ひとりが主役のまちづくり

じ

自分たちのまちは自分たちで守る

ち

地域の底力

か

かわす笑顔が地域の絆

い

いざという時、自治会が頼り 安心で安全なまちづくり

4 立川市自治会等を応援する条例

市は平成31年3月に自治会への加入や自治会活動への参加促進する条例を制定しました。

条例では市や自治会、市民、事業者、住宅関連事業者がそれぞれ連携・協働して自治会を応援し、自治会等への加入、活動への参加を促進することにより、地域コミュニティの活性化、安全・安心で住みよい地域社会の形成を目指しています。

- 条例の内容（一部抜粋）本文はホームページをご参照ください。

第4条 市民の役割

- ・市民は、自らが地域の一員であることを認識し地域コミュニティの中心となって活動している自治会等の重要性について、理解及び関心を深め、自らが居住する地域の自治会に加入するよう努めるものとする。
- ・市民は、自治会等の活動に積極的・主体的に参加し、協力することにより、地域コミュニティの活性化の推進に努めるものとする。

第5条 自治会等の役割

- ・自治会等は、地域コミュニティの活性化を推進するため市民の自発的な自治会への加入及び自治会等の活動への主体的な参加及び交流を促進するよう努めるものとしします。
- ・自治会等は、その運営について活動に関する情報を市民に積極的に提供するように努めるものとしします。
- ・自治会等は、市民にとって分かりやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。

第8条 市の役割

- ・市は、市民が自発的に自治会に加入し、積極的に自治会等の活動に参加できるようにするために必要な支援を行うよう努めるものとしします。
- ・市は、自治会等の組織及び活動を維持するために必要な支援を行うよう努めるものとしします。
- ・市は、市民の自治会への加入及び活動への参加の促進に関する相談、情報の提供、助言などの対応等の必要な措置を講じるよう努めるものとしします。
- ・市は、市民の自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する理解を深めるため積極的な広報及び啓発を行うよう努めるものとしします。
- ・市は、地域に関連する事業の実施に当たっては、内部組織の連携に努め自治会等の負担にならないよう配慮するものとしします。

自治会加入への呼びかけポイント

1 訪問する前に準備しておくこと

- ・未加入世帯の確認
- ・挨拶状、加入パンフレット
- ・自治会・町会の資料用意（総会資料・会則・役員の名簿・代表の連絡先）
- ・役員の共通認識の確認
- ・加入のメリット等を想定し質問に答えられるようにする
- ・夜は可能な限り避ける

2 訪問の方法

- ・訪問の人数＝2～3人
- ・訪問時間＝居住（転入）開始後、挨拶をしながら速やかな訪問
- ・既居住者＝年度初めや、イベント等の開始に合わせて案内
- ・訪問時間＝長話は避ける、4～5分位で
（相手の時間帯を考慮）
- ・持ち物＝新規転入者へは相手へ心地よい挨拶、加入パンフレット
総会資料、自治会の特色、イベントの案内状、ゴミの
収集カレンダー等役員の問い合わせ先を知らせる
既住者＝イベントの案内、加入パンフレット
- ・役員の問い合わせ先

2回目の訪問は1週間後か10日以内で、拒否された場合の理由により内容の工夫をする。

3 アパート・マンション居住者への加入促進

アパート・マンション等の居住者は、自治会活動に無関心の人が多く、居住者への粘り強い誠意のある呼びかけが必要です。

アパート・マンション住宅管理業者がマンション管理組合等へ加入のための協力依頼をすることも大切なことです。

管理者やオーナーに賛助会員としての協力で会費の納入のことや防犯灯維持経費の共用費用を負担する等で相互扶助の地域づくりに参画することに理解さ

れるように誠意ある説明をします。

住んでいる地域に生じる様々な課題を対処することを通して、地域における住民相互の連絡、地域環境の整備等、自治会の構成員となり一緒に良好な地域社会の維持及び形成を目的として活動しましょう。

4 短期居住の単身赴任者向対応

準会員や会費の減額等の特例を設ける。

(会費の減額特例については、規約・内規に明記し総会での議決が必要)

5 アパートオーナー・住宅管理者への協力

アパートオーナー・住宅管理業者に理解して頂くように次のような協力を依頼する。

①アパートオーナー自身の加入

アパートが地域にある事でオーナー自身にも賛助会員として加入を依頼する。会費は居住者数に応じた金額、又は年会費とし定額を定める方法を工夫しましょう。

②住宅管理業者との直接交渉、アパート単位で加入への依頼

学生の居住者専用のアパートに対し、会費をオーナーに一括して支払っていただくなど、アパート単位での加入を協力依頼をする。

居住者へは自治会に加入していることをお知らせし、自治会への関心を持って頂くように、案内やチラシ、イベント等のお知らせを配布し、出合いを大切にする。

③アパートオーナーが判らない場合

アパートの管理運営は全て業者に依頼し、遠方に住んでいる場合、オーナーに自治会加入のための協力依頼文書を渡してもらうようお願いする。

④分譲マンションの場合

管理組合を設置したり、また管理組合評議会を母体として自治会を結成している場合が多い。

このほかにも自治会費の用途など明確に説明できるように予算・決算書、事

業報告書をしっかり作成することも重要です。

自治会へ加入していない人の中に「引っ越してきても一度も声がかからず勧誘されたこともない、自治会があるかどうか分からない」という声も聞かれます。定期的にチラシ等を配布するとよいかもかもしれません。

加入している方の中で「自治会活動が面倒だ、高齢者だから役はできない、会費を払うだけで何もメリットがない」などの声も聞かれます。

例① 高齢者の人ほど見守りして頂けるのでとても支え合える仕組みとして最適です。

例② 一緒にお手伝いして頂くサポーターを付けるのも良い仲間づくりの一環としてとても良い方法です。

例③ 加入促進や名簿の作成に保険の導入があります。
年間保険で「自治会保険」イベント、活動内容全てを含む安心して活動できるので、すべての会員の命を守ります。
名簿の作成につながります。

**加入しやすく負担を軽減する環境を整える方法を考えてみましょう。
加入促進のためのチラシは立川市自治会連合会で作成しています。
必要な場合は事務局までお問合せください。**

6 加入のメリットとは

- ①人とひととの出会い、絆が深まりご縁社会を構築（仲間づくり）。
- ②地域のさまざまな団体（例えば、青少健、子ども会、老人会、交通安全協会、文化会、体育会、又はNPO法人等）とつながり、自治会だけでは解決できない、一人では解決できないさまざまな問題を協力して解決できます。
- ③地域の防災訓練・健康フェア・防犯講習会のような大きなイベントにおいても、自治会と他団体との連携、協力を図って、地域に根差したネットワークづくりでは中心的存在でもあります。

④補助金制度の利用がある

- 自治会活動補助金（住民自治団体活動補助金）
 - 集会施設等設置補助金
 - 防犯灯設置・撤去補助金
 - コミュニティ助成事業補助金
 - コミュニティ用品補助金
 - 児童参加地域事業補助金
-
- ・ 市民防災組織助成金(防災課)
 - ・ 資源再生利用補助金（ゴミ対策課）
 - ・ 立川市自治会連合会より活動補助金
 - ・ 地域の底力発展事業助成金（東京都）
- | | |
|---|---|
| { | 支部防災訓練補助金
支部活性化事業補助金
地域の底力発展事業補助金 |
|---|---|

⑤減免制度有

- ・ 地域学習館（6館）・学習等供用施設（11館）等
- ・ 施設使用料減免制度
- ・ 固定資産税・都市計画税減免制度（各々の自治会所有の財産）

（● 印の活動補助金申請は立川市市民協働課へ）

自治会に加入することにより、他の自治会員とのつながりができ、スムーズな自治会運営の一助となります。一番は仲間づくりです。

連絡は、各支部長または立川市自治会連合会事務局
（電話 042-523-2111 内線2912 月・水・金曜日 午後1時～5時）

7 結果、どんな解決が行われたのか（参考事例）

1. 道路、歩道の設置
2. 横断歩道の設置
3. 信号機の設置
4. 公園に太陽光時計の設置
5. 街灯の設置
6. 小学校の門の改善（避難の為、消防車両が入れるように）

7. 小中学校通学路の大きな枝の剪定と調査
8. 防犯の為の悪質な看板撤去条例の施行
9. あいあいパトロール隊の結成で防犯抑止力活動推進
10. 西武線、武蔵砂川駅の改善拡張
11. 各駅前周辺の改善と自転車置場の設置
12. 高齢化でマンション、団地等に買物に不自由な方のために移動スーパー（車）を導入

その他、書ききれないほど住民の要望が山積みです。困らないまち、住みよいまちをつくるには、自治会は行政機関とのパイプ役です。日常生活上、住んで良かったと言える、安全・安心なまちづくりに貢献しています。自治会に一人でも多く加入し、人とひととがつながり合え、支えあえるまちを創ってまいります。

**待っていても何も解決できません。
心をひとつにして皆で行動しましょう!!
自分たちのまちは自分たちで守りましょう!!**

8 自治会入会を拒否された時

- ・理由をしっかりと聞くこと。
- ・相手からの質問にしっかりと答えられるように、役員は共有した意見でまとめておくことが大切です。
- ・役員をやりたくない意見が一番多い、その時には理由の内容により、会費のみの納入をお願いし賛助会員としての加入を認めるのも一つの方法です。（会則にしっかり記載しておく）
- ・アパート・マンションも同様なことがある。
- ・立川市（行政）と自治会の関係を説明（パイプ役）。

立川市長からの自治会への加入のよびかけをご案内などに一言記載しておく、力強い信頼度が高まる。



自治会運営のお困りごとQ&Aコーナー

自治会運営にあたっては、様々な問題やお困りごとが出てきます。参考までに掲載しますので、少しでも課題解決の糸口になれば幸いです。まずは話し合いの参考に事例を紹介します。参考にしてください。

お困りごと

1 役員について

Q 来年度の役員がなかなか決まりません。どうしたらいいでしょう？

役員の選出は団体運営にとって重要です。活動が停滞しないようにするためには、押しつけや場当たりの選考は控えるべきです。時間をかけて皆が納得するような選考を目指したいものです。

事例 ①

うちの自治会では1年交代でくじ引きで決めます。
1年だけならやってもいいという人が多いからです。
一人で住んでいるお年寄りはどうしても引き受けられない人は免除しますが、そうでない人は仕事を持っていてもやってもらいます。役員会等は、夜間や休日とし、仕事と両立できるよう配慮しています。

事例 ②

当自治会では、役員の人数を増やして、一人当たりの負担を軽くしました。すると、これまで忙しかった人も活動しやすくなり、急用がでて欠席になる時も、他の役員でカバーできるようになりました。いざという時に皆で補い合える体制づくりにしたことで、心理的な負担が軽くなったようです。

事例 ③

当自治会では、盆踊りや運動会がありますが、会長には統括と対外的な活動に専念してもらい、副会長をそれぞれの行事の担当部長としています。
そうすれば、会長の負担が軽くなるので、会長のなり手が確保できます。又、会長の独断ではなく色々と協議し、行事に関わる会員が増えるので、活動が活発になります。

事例
④

うちの自治会では、民生委員など、行政から委嘱委員を役員に入れています。役員の人数や層が充実するだけでなく、行政との連携や情報共有も図れます。

事例
⑤

うちの自治会では、定例役員会に班長も参加させています。班長はくじ引きで、1年交代ですので、色々な人がなります。次期役員を決める時には、この班長を中心に声をかけます。班長は役員の仕事を見る機会が多いので、内容を良くわかっている分、引き受ける気になってくれることが多いのです。

事例
⑥

うちの自治会では、住民（会員）投票で決めます。住民から見て、誰に役員をやらしてもらえたら良いか、人間的に信頼のおける人、統括力、決断力のある人を推薦投票で決めます。但し、推薦した人は協力することを前提にしています。毎年このような形式で役員（三役）の選考を行っています。

Q

役員の活動で（電話代、ガソリン代）の負担が大きい
軽くする方法はどうしたら良いのでしょうか？

事例
①

うちの自治会では、会長は3万円、副会長2万円、組長に5千円の手当を年度末に支給します。その分買物や連絡は、原則すべて役員で行います。これは規約の細則に定めてあります。また予算書、決算書では「役員、組長手当」として科目を立てています。

事例
②

うちの自治会では、役員全員に、電話代として年5千円、買物などに車を出す役員にはガソリン代として年6千円を支払っています。昨年、燃料代が高騰したため、総会の承認を得て、ガソリン代を5千円から6千円に増やしました。

事例

うちの自治会では、会長、年間3万円、副会長、会計1万円、部長5千円、区長（班長）5千円の手当を出しています。会則に計上しています。

③

ボランティアの協力員にはお礼として、お茶又はタオル、他の品物を差し上げています。

Q 役員の任期はどのくらいがいいのでしょうか？

任期については様々な考え方があります。1年～3年の例が多いです。再任する場合でも、役員は任期ごとに会員の承認を受け、気持ちを新たに取組むことが大切です。

事例

①

うちの自治会では、毎年くじ引きで1年交代でやっています。但し、すべて全員入れ替わると、引継ぎが大変なので、会長は2年以上やっってもらうことにしています。

各専門部長が5人いますが、一人は必ず留任することにしています。

事例

②

うちの自治会では、基本的に2年間継続してやることにしています。1年では覚えることや事務的な手続きが大変という人が多いからです。役員が一新すると引継ぎが難しいから、半分ずつ交代にしています。

事例

③

うちの自治会では、1年交代です。1年だと引き受けやすいし、多くの会員が役員を経験するのもいいのではないかと思います。

事例

④

うちの自治会では、会長だけ2年継続です。会長は外部との交渉なども多いので信頼関係を築くためにも、2年くらいはやった方がいいのではないかと思います。

2 会計について

Q 会費を滞納する人がいます。どうすれば良いのでしょうか？

- 基本的な考え方
滞納している理由を明らかにしましょう。

理由として

- 1) 家を留守にすることが多い、会費を支払う機会を逃している。
- 2) 活動に対して賛同できない、会費を支払いたくない。
- 3) 会費を支払う経済的余裕がない。
などが主に考えられます。

理由の1の場合、話し合い、いつが良いのか聞く。又は集金袋を入れておく案内をして、願います。

理由の2の場合、話をよく聞いて、何に納得できないのか詳しく聞いてみましょう。具体的な説明をするには、活動について、活動報告書や決算報告書など 資料を用意して説明することが重要です。

理由の3の場合、会費を免除する対策も必要です。
会計だけではなく、執行部全体で対応することが大切です。

事例
①

うちの自治会では、会費は3ヶ月、6ヶ月、1年間の選択制で一括払いにしました。一人ひとり帳簿にきちんと記録しておく必要があります。手間も省け、便利ということで好評です。

事例
②

うちの自治会では、集金に伺う時、会員が不在で無駄足を踏むことがないように、前以て日時等のアンケートをして調べ、希望した日に必ず家にいてもらい、お釣りがないように準備しておいてもらいます。

Q 役員会の飲食費は、自治会の予算から出してもよいのでしょうか？

● 基本的な考え方

運営の会議で出すお茶やお菓子類くらいは、これを会議費として予算に入れることは会員にとって納得できるかもしれませんが。

しかし、役員の親睦会などで額が大きい場合は、本当に活動のために必要なのか検討する必要があります。

大切なことは、会員が納得できるかどうかです。用途や内訳を会員から問われた時、きちんと答えられることです。そのため、領収書の保管や帳簿への記録はとても大切なことです。徹底しましょう。

**事例
①**

うちの自治会では、親睦会は自己負担です。

会議費はお茶とお菓子のみです。

行事では、役員にはお弁当とお茶を配ります。それぞれ行事の会計の中で処理しています。

**事例
②**

うちの自治会では、予算に計上しているのは、年度初めの新旧役員の親睦会のみです。

予算書・決算書では、会議費の備考欄でその旨を記載しています。

役員の親睦会は、年に何回かありますが、すべて自己負担です。

**事例
③**

うちの自治会では、会議費はお茶とお菓子のみです。

役員だけの親睦会は自己負担です。

新旧役員入り替わっての顔合わせの時は、弁当、お茶を用意します。

これは予算に計上しています。

Q 自治会に寄附として品物を頂きました。
どのように処理すればいいでしょう？

● 基本的な考え方

品物でも基本的な考え方はお金と同じで、自治会の「収入」になりますが、そのまま帳簿に載せることはできません。

したがって、どなたから何をもらったか、それをどのように使ったのかをリストにして、会員にわかるようにしておくといよいでしょう。

事例
①

うちの自治会では、夏まつりで会員や近隣の商店から頂く品物は、商品として売れるものは、夏まつりのバザーで販売し、売上金を寄附金収入として処理しています。

また、売れ残った商品については、夏まつりの慰労会で使うなど、できるだけ、夏まつりの中ですべて処理するようにしています。

どなたから、何を頂いたかについては、リストにして記載します。

Q 自治会へ募金協力のお願いがありました。
どのように集めたらよいでしょう？

● 基本的な考え方

自治会等には、共同募金(赤い羽根募金)、緑の(羽根)募金、社会福祉協議会募金、日本赤十字共同募金などの協力のお願いが来る ことがあります。募金は、その趣旨に賛同する人が自由に行うべきなので、会員が思い思いの額を募金して、自治会はそれをまとめるというのが本来の姿です。しかし現実には、予め自治会の予算の中に組み込んでいるところも多いようです。

※ 募金の取り扱いについては問題になることも多いので、全体でよく話し合っ自治会の方針を決めておくこともよいでしょう。

事例
①

うちの自治会では、会費とは別に徴収します。

募金は自分の意思で行うものですから、募金する意思を確認するためです。

事例
②

うちの自治会では、集めた会費の中から募金を出しています。一度総会で議論しましたが、役員の負担が増えるということで、会員の皆様にも納得していただき、会費の中から金額を決めて募金をしています。

事例
③

うちの自治会では班におまかせです。各戸に募金袋を配布して徴収する班長もあれば、班ごとに金額を決めて納める所もあり、班の自主性におまかせしています。

お困りごと

3 活動について

Q 自治会の加入率が年々低下し、十分な活動が行えません。
多くの人に入ってもらうために、どうしたらいいでしょう？

● 基本的な考え方

多くの人に参加してもらうためには、自治会の役割や加入の利点について具体的に説明しましょう。

また、加入率が低下しているのであれば、活動を見直す必要があるかもしれません。活動が会員の希望に沿っているか、参加者に偏りがいないかなど、調査(アンケート)などをして検討することが重要です。

特に会計処理、誰が見ても納得できるように整理された書類が必要です。

※自治会等は、加入を強制することはできません。

事例
①

うちの自治会では集合住宅の住民の加入率の低下が問題となっていました。そこで、集合住宅を管理する不動産会社や、建設業者に加入の意義を説明して、入居者に加入を勧めてもらうようにしました。集合住宅の入居書類に入会申込書を渡してもらい、結果、加入率アップにつながりました。

事例
②

うちの自治会では、加入のメリットとして、防犯・防災について積極的にPRしています。

現代の生活では、やはり安全・安心な暮らしに対するニーズが高いですからね。

Q

若い人が活動にあまり関心を持ってくれません。
どうしたらいいのでしょうか？

●

基本的な考え方

前ページの〈お困りごと①〉とも共通することですが、若年層に対して活動の意義を理解してもらうようにすることです。それには若年層が自治会に何を求めているかを把握した上で、活動内容を見直すことが有効です。

事例
①

うちの自治会では、地域の子ども会と連携して、若い人が子どもと参加出来るイベントを増やしました。最初は、若い人はそのようなイベントに参加するだけでしたが、イベントでの交流がきっかけとなり、日常的な清掃活動などへの参加も多くなりました。今では、若い人が中心になっている活動もあります。

事例
②

うちの自治会では、役員に若い人を入れるようにして、若い人の意見が活動に反映されるようにしました。

その結果、今まで出てこなかったような新たなアイデアが出てくるようになり、活動が活発化し、役員以外の若い人たちも活動に関心を持つようになりました。

事例
③

うちの自治会でも役員にできるだけ若い人を入れるようにしています。若い人はとかく仕事や育児で忙しいですから、なかなか活動に参加しにくいようですが、できることだけやってもらうことが大事だと思っています。

そうやって、一緒にやっているうちに、高齢者が一生懸命やっているのを見て、やってくれる気持になってくれています。

事例
④

うちの自治会では、イベントは役員以外の人に実行委員会組織をつくり、参加してもらう方法で人員を募集します。参加した人にはイベント内容に応じて、運動会の場合はスタッフユニフォームを提供します。運動会の景品も2～3種類をスタッフ賞として差し上げますので、若い世代は家族揃って募集に応じてくれます。

事例
⑤

うちの自治会では、活動を良く知ってもらい、関心を持ってもらうために、頻繁に活動報告をするようにしています。2ヶ月に1回、会報では、実施した行事の報告を行い、隔週で発行するニュースには、今後の行事予定も載せています。活動報告では、行事に参加した人へのインタビューの記事や子どもたちの感想文も載せることで、より多くの人に身近に感じてもらえる工夫をしています。

事例
⑥

うちの自治会では、紙媒体の回覧だけではなく、会のホームページを作って、活動報告や行事のお知らせを載せています。
(個人情報に注意が必要、他の人も見るので)
ホームページは現の役員だけではなく、独立して家を出た子どもたちも、育ったふるさとを知るよろこびにもつながっています。

事例
⑦

当会では、若い世代(中学生以上)に魅力的な活動として、大学生の活用として〇〇大学と連携し、日常的な役員として活動しています。そのため、中学生、高校生の人たちも、仲間意識をもって楽しく交流しています。企画、運営も1つのイベントをおまかせしています。地域の活性化につながり、好評です。

事例
⑧

当会では若い人たちに活躍してもらうには上から目線は嫌がります。意見をしっかり聞いて、何を行うにも、ほめて育てることが大切です。ほめられる若い人たちは、思いやりや相手の心がよくわかる人に育っていきます。

事例
⑨

うちの自治会では、子育て中の親に積極的に参加してもらえるように、保育所をつくります。子育て経験者が手伝い応援してくれます。そのため、子育て支援チームを作っています。その結果、若い世代の参加が多くなりました。

1 個人情報保護について

個人情報保護法は、5,000人以上の個人情報を扱う事業者が守るべきルールを定めた法律ですので、会員数が5,000人以下の自治会はこの法律の適用を受けません。しかし、個人情報に対する意識の高まりもありますので、利用や管理の方法についてはルールを定め、自治会で適正に管理していることを周知し、会員の理解を得るようにしましょう。

● 名簿の作成・配布のポイント

1 ルール作り

名簿の利用目的、名簿に載せる項目、同意のあり方、管理方法について話し合いルールを作る。

ルールについては、総会や会報などで会員に説明するなど周知に努める。

2 利用目的

①会員相互の親睦・連絡などの利用目的を定め、それ以外は利用しない

②災害時要援護者など執行部で把握しておく情報と、一般の会員に配布する名簿に載せる。情報は分けて考える。

3 本人の同意

あらかじめ本人の同意を得るようにする。趣旨を十分に説明し、同意が得られない場合名簿に載せないなどの対応が必要です。

※項目の一部のみ同意が得られた場合は、その項目だけ載せるなどの工夫をする。

※同意を得る以外にも、本人の求めがあった場合には、個人情報を削除することをあらかじめ明らかにしておく上で作成、配布することができる。

4 管理方法

名簿の配布先で目的に沿った利用や保管、廃棄が行われるよう、注意が必要です。名簿が外部の者に渡り、営業活動等に利用されることのないように、名簿の見やすい箇所に、注意事項を明記する。

※個人情報の保護については、東京都のホームページからダウンロードできます。

2 自治会保険について

自治会活動は、今まで紹介してきたとおり、防犯・防災・交通安全や住民同士の親睦、環境衛生、福祉など多岐に亘り、それらの活動や行事中のケガ等、不慮の事故についても十分気を配る必要があります。主に以下のような保障がありますので、必要に応じて加入しましょう。

1. 傷害

自治会に加入している住民が自治会活動・行事に従事中または参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合
(※熱中症、食中毒は要確認)

2. 賠償責任

自治会活動・行事等の最中、施設で自治会に加入している住民が他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊して、法律上の賠償責任を負った場合

3. 費用損害

雨天によって屋外で行う自治会活動・行事が中止または延期になり、それによって自治会が被ったキャンセル料や会場などの使用等の損害が発生した場合

4. 傷害見舞

自治会の住民の親族および自治会より行事参加の依頼を受けた方が、自治会活動・行事に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合

※保障が適用されるか否かは保険の内容、事故のケースによって変わってきますので、保障内容等詳細については自治会活動保険を取り扱っている民間保険会社にお問い合わせください。

**安心、安全、命を守るため
保険加入をお勧めします。**



勧誘のお手紙（事例1）

謹啓

この度の新住宅への入居を心からお喜び申し上げます。

新しい住居の環境はいかがでしょう、近くには小、中学校、スーパー等が近くにあり、少し足を運ぶと、史跡の玉川上水・桜の名所でもあり、心がいやされます。

困った時はお互いさま。心やさしい仲間も沢山います。

当自治会は〇〇〇〇自治会と申します。私達は地域の安心、安全のため皆で力を合わせて住み良い環境づくり、まちづくりに連帯と親睦を図りながら運営しております。

これをご縁にご一緒に自治会へ加入をして頂き、住み心地のよい地域づくりに参加して下さるようお願いいたします。

自治会への加入をご検討ください。心よりお待ち申し上げます。

令和 年 月 日

連絡先

〇〇〇自治会

会長

電話

勧誘のお手紙（事例2）

ご転入、心からお慶び申し上げます。新転地のご感想はいかがでしょう。

静かな水を満々とたたえる玉川上水、春には桜の名所となり、夏はホタルも飛び交う自然豊かな所です。

私ども〇〇〇自治会は〇〇世帯が加入し、住民の親睦と住み良い環境づくりにみんなで取り組んでいます。

一日も新転地になじみ近隣と交友の輪が広がり、一緒に地域づくりにご参加頂きたくご案内をさせて頂きました。

会則及び総会資料をお届けいたしますのでご一読ください。

貴方のご加入を心からお待ちいたしております。

令和 年 月 日

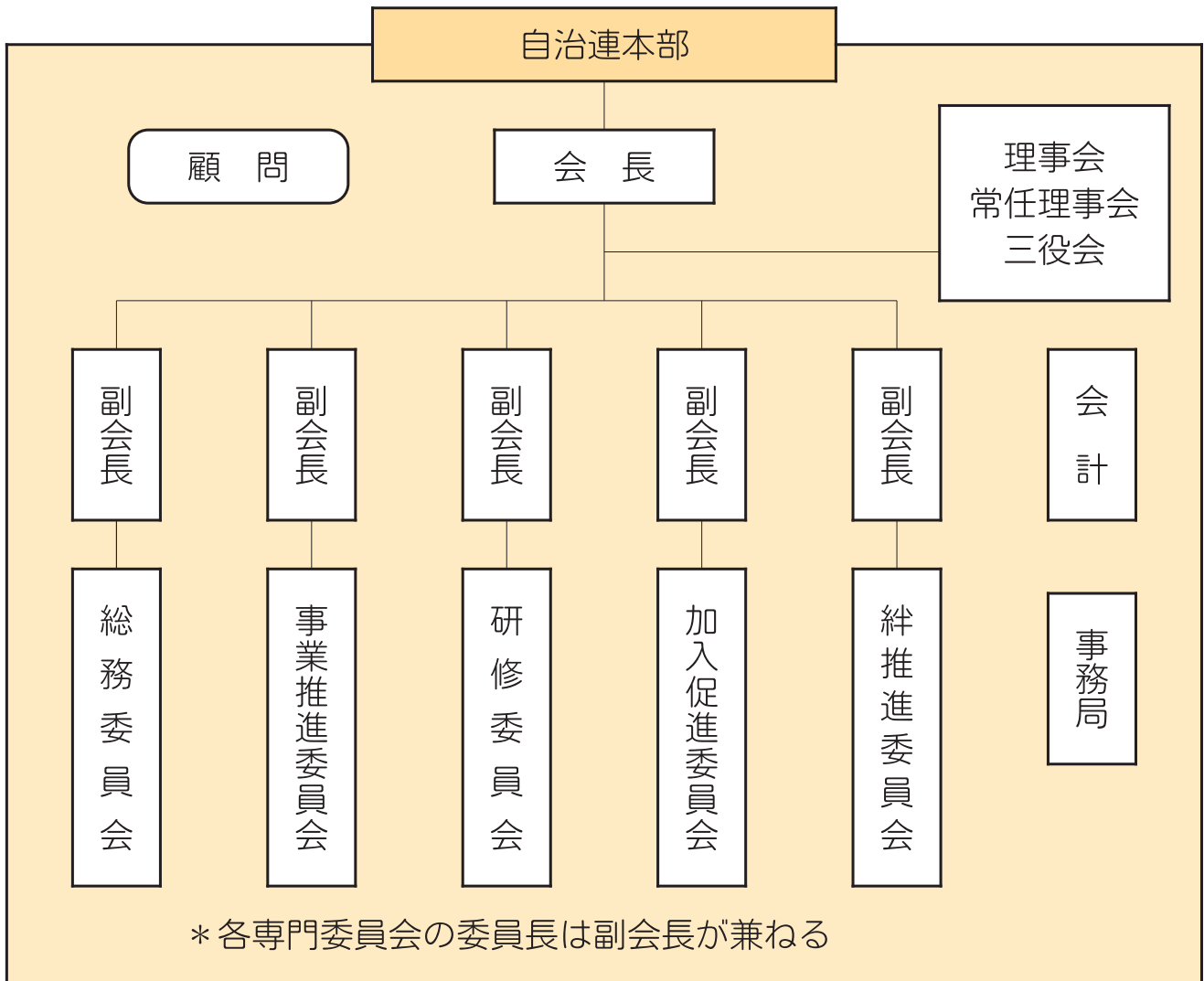
連絡先

〇〇〇自治会

会長

電話

立川市自治会連合会組織図



- 富士見町16自治会
(未加盟自治会1)
- 柴崎町14自治会
(未加盟自治会1)
- 錦町8自治会
- 羽衣町10自治会
(未加盟自治会1)
- 曙町12自治会
- 高松町9自治会
- 栄町14自治会
(未加盟自治会4)
- 若葉町7自治会
(未加盟自治会11)
- 幸町6自治会
(未加盟自治会14)
- 柏町14自治会
(未加盟自治会11)
- 砂川地区7自治会
(未加盟自治会4)
- 西砂地区14自治会
(未加盟自治会1)

編集後記

加入促進委員長 梅田 茂之

この「加入促進の手引き」は、大山団地自治会で永らく会長を務められ、本文中にも書かれている「お互いさま、向こう三軒両隣」の精神を貫き地道な努力で自治会加入率100%を維持されている佐藤良子氏の活動について書き溜められた数十冊に及ぶ「自治会活動記録ノート」に基づいて、住民や自治会の生の声をまとめたものです。

令和4年6月に立川市自治会連合会の総会が行われ、加入促進委員会が新体制で立ち上がりました。新型コロナウイルス感染症の第7波が迫る中、オンライン会議などを活用しながら、新しい形による委員会会議をほぼ毎月行い、委員の皆さんのご意見で加入促進の手引きを作製して研修会を行うことになり、「令和4年度東京都地域の底力発展事業助成」対象事業として申請するに至りました。下期に入り、最初の手書き原稿が委員会に諮られ、文字起こしをしていただき、本誌のレイアウトの土台ができあがってきました。委員の皆様が毎回目を皿のようにして細部まで確認し、萬田会長、並びに市民協働課にも何度も確認していただき、雪がちらつく令和5年2月、ようやく最終原稿の完成に至りました。

この手引きを手にした方に、各ページにちりばめられた加入促進のヒントを活用していただき、1世帯でも多くの住民の方々の自治会加入に繋げていただけることを願っております。

自治会活動マニュアル ～加入促進の手引き～ 「令和4年度東京都地域の底力発展事業助成」対象事業

発行 立川市自治会連合会 会長 萬田和正

編集 加入促進委員会

委員長 梅田茂之（栄町）

副委員長 佐藤良子（砂川）

徳野幸男（柏町）

委員 松森義典（富士見町） 清水 努（柴崎町）

永島康雄（錦町） 高松忠勝（羽衣町）

畑上治男（曙町） 常盤岳史（高松町）

川船浩右（栄町） 小泉典子（幸町）

須崎幹夫（幸町） 伊藤淳子（若葉町）

相川佳昭（柏町） 栗原洋和（砂川）

福井 茂（西砂）

編集協力 立川市市民生活部市民協働課

印刷 株式会社 朝雅 ちょうが

